

第一節 実用新案登録出願の概要

I 実用新案法の概要

(1) 権利付与手続

実用新案法は、考案の早期権利化を図り保護するため、考案の内容に関する実体審査を行わずに、実用新案の設定の登録をすることとしています。それには、一定の要件を満たす必要があります^(注)。

実用新案登録出願が、様式に従って作成されているか否かの方式要件（実2の2(4)）に加え、実用新案権の設定の登録を受けるために、その実用新案登録出願が満たすべき要件（実6の2）を規定しています。この要件が「基礎的要件」といわれるものです。

このように基礎的要件や方式要件が課されていることにより、実用新案法の保護対象でない考案について実用新案権が設定されたり、実質的に出願書類の体をなしていない出願がそのまま登録されたりすること等の不都合を防止します。

（基礎的要件審査：実6の2）

- ・ 物品の形状、構造、組合せでないもの（第1号）
- ・ 公序良俗に反するもの（第2号）
- ・ 実用新案登録請求の範囲の記載様式又は考案の単一性の要件を満たさないもの（第3号）
- ・ 明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面に必要な事項が記載されていないもの又はその記載が著しく不明確なもの（第4号）

（注）基礎的要件を満たしている場合であっても、当該出願に係る明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面に、経済安全保障推進法第70条第1項の規定による保全対象となる発明の内容が記載されているときは、実用新案法第14条第2項の規定にかかわらず、その保全指定が解除され、又は保全指定の期間が満了するまで、実用新案権は設定登録されません（経済安全保障推進法82(5)）。

(2) 実用新案技術評価制度

実体審査を行わない登録制度の下では、登録された権利の有効性については、原則として当事者間における判断に委ねられます。ただし、権利の有効性の判断には、技術性・専門性が要求されるため、当事者間において不測の混乱が生ずることも想定されるため、権利の有効性に関する客観的な判断材料を提供するという趣旨のもと、実用新案技術評価制度が設けられています。

- ① 評価の請求は、何人も、いつでも（権利消滅後も請求できます。ただし、実用新案登録無効審判により無効にされた場合及び特許法第46条の2第1項の規定による特許出願がされた後を除きます。）、請求項単位で請求可能であり、請求があれば特許庁の審査官が評価書を作成します（実12）。
- ② 評価請求があったときは、刊行物公知（実3(1)③）、公知刊行物に基づく進歩性（実3(2)）、拡大先後願（実3の2）及び先後願（実7）に関し、考案の技術的評価を行い、評価書には、関連する先行技術文献及びその先行技術文献から見た権利の有効性等が記載されます。

③ 評価書は閲覧の対象となります。（特例12）

④ 適正な権利行使を図るため、権利者には、権利行使に先立ち侵害者等に対し評価書を提示して警告することが義務づけられています（実29の2）。

(3) 権利行使時の当事者の責任

実体審査を行わない登録制度の下では、権利者には、権利を濫用することのないよう、自己の権利の有効性を特許庁が作成する実用新案技術評価書等により吟味した上で適切な権利行使をすることが求められます。このため、権利行使時の当事者の責任については以下のとおりです。

① 行使した権利が実用新案登録無効審判により無効とされた場合、権利行使により相手方に与えた損害を賠償する責任があります。ただし、実用新案技術評価書における評価に基づき権利を行使したとき、その他必要な注意をもって権利を行使したときは、損害賠償責任を免れることとなります（実29の3）。

② 実体審査を経て登録された権利のみが公示されることを前提にした特許法第103条の侵害者の過失の推定規定は準用していないため、請求人が相手方の故意又は過失を立証しなければなりません（実30）。

(4) 訴訟手続の中止

侵害訴訟において、当事者間の権利の有効性を巡る主張が異なる場合、実体審査を行っていない登録制度の下では、侵害の前提問題たる権利の有効性について特許庁が審理することが望ましいです。このため、侵害訴訟の被告に、実用新案登録無効審判が請求されていることを理由とした訴訟手続の中止申立権を認め、申立てがあったときは、裁判所は、明らかに必要がないと認める場合を除き、審決があるまで訴訟手続を中止することとなります（実40）。

(5) 権利の存続期間

出願の日から10年で終了（ただし、平成6年1月1日から平成17年3月31日までの出願のものは出願から6年）です（実15）。

(6) 手続の補正

① 願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲、図面又は要約書の自発補正は、出願日から1月(*1)の期間内に限り可能です（実2の2(1)、実施規1）。

(*1)…変更出願、分割出願については、原出願日から1月。（実10(3)、実11(1)で準用する特44(2)）

② 基礎的要件不備による手続補正指令がされたとき、その指定された期間内に限り願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面（注：出願の日から1月を超えている場合、要約書は補正できません）について補正することが可能です。（実6の2）

ただし、期間内であっても事件が特許庁に係属していなければなりません。（実2の2(1)）

③ 明細書、実用新案登録請求の範囲及び図面の補正は、願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内で行わなければならない（実2の2(2)）。

(7) 明細書・実用新案登録請求の範囲・図面の訂正

① 平成16年の法律改正（平成16年法律第79号）により平成17年4月1日以降の出願のものは、実用新案権者は下記に掲げる場合を除き、願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面の訂正（実用新案登録請求の範囲の減縮・誤記の訂正・明瞭でない記載の釈明）を1回に限りすることができます（実14の2(1)）。

イ. 最初の実用新案技術評価書の謄本の送達があった日から2月を経過したとき

ロ. 実用新案登録無効審判について最初の答弁書提出の期間を経過したとき

なお、請求項の削除を目的とする訂正は、従来同様（平成6年1月1日以後にした出願）、実用新案登録無効審判により無効にならない限り、いつでも何回でもできます（実14の2(7)(8)）。

② 訂正の登録をするときは、訂正がされたその年月日が実用新案登録原簿の表示部に記録されます（実登令6②、実登施規2の5）。

③ 訂正されたときは、訂正後の明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面により、実用新案登録出願及び実用新案権の設定の登録がされたものとみなされます（実14の2(11)）。

④ 訂正されたときは、訂正した明細書及び実用新案登録請求の範囲に記載した事項並びに図面の内容を、削除の場合はその旨を公報に掲載されます（実14の2(12)）。

⑤ 訂正書（実14の2(1)にかかるものに限る）の提出があったときは、基礎的要件及び方式要件の審査を行い、不備があれば手続補正指令書が発送されます（実14の3）。

(8) 実用新案登録無効審判

① 新規事項を追加する補正（実2の2(2)）をおこなったもの、新規性がないもの、進歩性がないもの等は、何人もその実用新案登録を無効にすることについて審判を請求することができます（実37(1)各号）。ただし、権利帰属に係る無効理由は当該実用新案登録に係る考案について実用新案登録を受ける権利を有する者に限り請求することができます。

② 無効審判請求書の補正は、請求の趣旨だけでなく、請求の理由についてもその要旨を変更するものであってはなりません（実38の2(1)）。

(9) 同日出願（実7）

実体審査を行わないため、ともに登録を受けます。しかし、ダブルパテント排除の原則に基づき、同一考案について同日に複数の実用新案登録出願があったときは、登録を受けた実用新案はともに無効理由を有することとなります。また、同一の発明及び考案について同日に特許出願及び実用新案登録出願があったときは、特許出願は拒絶理由（無効理由）を、実用新案登録は無効理由を有することとなります（実37(1)②）。ただし、この規定は、ダブルパテントの関係にある全ての出願に権利を与えないことを意図するものではなく、実用新案登録について請求項を削除する訂正（実14の2(7)）が行われるか、特許出願について明細書、特許請求の範囲又は図面の補正（特許後においては訂正請求又は訂正審判）が行われ、同一の発明又は考案が削除されれば、拒絶理由、無効理由は解消します。

(10) 出願の変更

- ① 特許出願又は意匠登録出願から実用新案登録出願への変更は、特許出願又は意匠登録出願が特許庁に係属している間に変更することができます（実10(1)(2)）。

ただし、平成16年の法律改正（平成16年法律第79号）により権利の存続期間が出願日から10年（平成6年1月1日から平成17年3月31日までの出願は6年）とされたことに伴い、もとの出願から9年6月経過（平成6年1月1日から平成17年3月31日までの出願は5年6月）又は最初の拒絶査定の際の謄本の送達日から3月（在外者は4月）経過後は変更できません（実10(1)、(2)、(6)、(7)）。

出願変更があったときは、もとの出願は取り下げられたものとみなされます（実10(5)）。

また、平成21年4月1日から特許出願から実用新案登録出願への変更出願は、その特許出願について仮専用実施権を有する者がいるときは、その者の承諾を得た場合に限り、出願変更をすることができます（実10(9)）。

- ② 実用新案登録出願から特許出願又は意匠登録出願への変更は、実用新案登録出願が特許庁に係属している間に変更することができます（特46、意13(2)）。

なお、平成11年の法律改正（平成11年法律第41号）により平成13年10月1日以後にした実用新案登録出願は、出願の日から3年経過した後は特許出願に変更することができません（特46(1)ただし書）。

- ③ 平成16年の法律改正（平成16年法律第79号）から「特許法46条の2」が追加されたことにより、平成17年4月1日以後にした実用新案登録出願は、出願の日から3年以内に限り、自己の実用新案登録に基づいて特許出願をすることができます。この場合、実用新案権の放棄をしなければなりません。また、平成21年4月1日以降は、実用新案権に専用実施権者、質権者、通常実施権者がいるときは、これらの者の承諾を得た場合に限り、特許出願をすることができます。なお、実用新案技術評価請求後はできません（他人による実用新案技術評価の請求があった旨の最初の通知を受け取った日から30日以内に限り可能です）。また、実用新案登録に対する無効審判請求があった場合は、最初に指定された答弁書提出期間内は特許出願をすることができます（特46の2）。

- ④ 経済安全保障推進法第70条第1項の規定により通知を受けた指定特許出願人は、同法第77条第2項の規定による保全指定の解除又は保全指定の期間の満了の通知を受けるまで、実用新案法第10条第1項に規定する実用新案登録出願への変更出願をすることはできません（経済安全保障推進法72(2)）。

(11) 分割出願

実用新案登録出願人は、願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面について補正をすることができる時又は期間内にするときであれば、二以上の考案を包含する実用新案登録出願の一部を一又は二以上の新たな実用新案登録出願とすることができます（実11(1)）。

(12) 優先権の主張

- ① パリ条約による優先権又はパリ条約の例による優先権を主張する場合

実用新案法第11条第1項において準用する、特許法第43条、第43条の2及び第43条の3の規定が適用されます。（第二章第十二節Ⅰ、Ⅱ参照）

ただし、実用新案における優先権主張書の提出は、当該実用新案登録出願の日から一月以内です（実施規23(2)読み替え規定）。

② 実用新案登録出願等に基づく優先権の主張

イ 実用新案登録出願等に基づく優先権を主張できる者

先の出願の出願人（出願人名義変更を行った場合は承継人）（実8(1)）。

ただし、平成21年4月1日からの実用新案登録出願等に基づく優先権主張出願は、先の特許出願について仮専用実施権を有する者がいるときは、その実用新案登録出願の際に、その者の承諾を得ている場合に限られます。

ロ 実用新案登録出願等に基づく優先権の主張の基礎とすることができる先の出願

先の特許出願又は実用新案登録出願は、次に掲げる場合を除き、優先権の主張の基礎とすることができます（実8(1)）。

a その実用新案登録出願が先の出願の日から1年以内にされたものでない場合（故意に先の出願の日から1年以内にされなかったものでないと認められる場合であつて、優先権の主張を伴う出願をすることができる期間の経過後2月以内にされた場合を除く）

b 先の出願が分割出願、変更出願又は実用新案登録に基づく特許出願である場合

c 先の出願がその実用新案登録出願の際に、放棄され、取り下げられ、又は却下されている場合

d 先の出願について、その実用新案登録出願の際に、査定又は審決が確定している場合

e 先の出願について、その実用新案登録出願の際に、実用新案法第14条第2項に規定する設定の登録がされている場合

ハ 実用新案登録出願等に基づく優先権の主張の効果

後の出願に係る考案のうち先の出願の願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲又は図面（当該先の出願が外国語書面出願である場合にあつては、外国語書面）に記載された考案について、その考案に関する実用新案登録の要件（実3、3の2本文）、先願（実7(1)(2)(3)）、他人の実用新案との関係（実17）、実用新案法第8条第2項に規定された第11条第1項及び第26条において準用される特許法等の規定の適用については、当該実用新案登録出願は、当該先の出願の時にされたものとみなされます（実8(2)）。

後の出願に係る考案のうち先の出願の出願当初の明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲又は図面に記載されている考案について先の出願の時に出願されたものとみなされる実用新案法第11条第1項及び第26条で準用される特許法等の具体的適用条文は次のとおりです。

a 新規性喪失の例外（特30(1)(2)）

b 特許権の効力の及ばない範囲（特69(2)②）

- c 先使用による通常実施権（特79）
- d 意匠権の存続期間満了後の通常実施権（特81、82(1)）
- e 先願主義（特39(3)(4)）
- f 他人の特許発明、登録実用新案若しくは登録意匠等との利用又は他人の意匠権若しくは商標権との抵触の関係（特72）

(13) 登録料

早期登録の実現を図る観点から、出願時に出願手数料と第1年から第3年までの各年分の登録料を併せて納付しなければなりません（実32）。

なお、納付した登録料のうち下記のものについては、所定の期間内に納付した者の請求により返還されます（実34）。

- ① 過誤納の登録料（請求期間は、納付した日から1年以内）
- ② 出願の却下の処分が確定した場合の登録料及び実用新案登録を無効にすべき旨の審決が確定した年の翌年以降の各年分の登録料（請求期間は、出願却下の処分又は無効にすべき旨の審決が確定した日から6月以内）

（注）出願取下書又は出願放棄書を提出された場合は、登録料の返還は認められません。

II 実用新案登録出願の手続の概要

1. 実用新案登録出願の願書の作成について

- (1) 願書は、実用新案法施行規則に定める様式に従い作成します。（書面手続用様式です。）
実施規様式第1（第1条の2関係）

【書類名】	実用新案登録願
【整理番号】	
（【提出日】	令和 年 月 日）
【あて先】	特許庁長官 殿
（【国際特許分類】）	
【考案者】	
【住所又は居所】	
【氏名】	
【実用新案登録出願人】	
【識別番号】	
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	
【代表者】	←
（【国籍・地域】）	
【代理人】	
【識別番号】	
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	
【納付年分】	第1年分から第 年分
（【手数料の表示】）	
（【予納台帳番号】）	
（【納付金額】）	
【提出物件の目録】	
【物件名】	実用新案登録請求の範囲 1
【物件名】	明細書 1
【物件名】	図面 1
【物件名】	要約書 1

代理人により手続するとき、法人の【代表者】の欄は不要です。

[備考]

- 1 用紙は、日本産業規格A列4番（横21cm、縦29.7cm）の大きさとし、インキがにじまず、文字が透き通らないものを縦長にして用い、用紙には不要な文字、記号、枠線、けい線等を記載してはならない。
- 2 余白は、少なくとも用紙の上に6cm、左右及び下に各々2cmをとるものとし、原則としてその左右については各々2.3cmを超えないものとする。
- 3 書き方は左横書、1行は40字詰めとし、1ページは50行以内とする。

- 4 文字は、10ポイントから12ポイントまでの大ききで、タイプ印書等により、黒色で、明瞭にかつ容易に消すことができないように書く。また、半角文字並びに「【】」、「▲」及び「▼」は用いてはならない（欄名の前後「【】及び「】」を用いるときを除く。）。
- 5 特許印紙をはるときは、左上の余白にはるものとし、その下に出願手数料と登録料の合算額を括弧をして記載する。実用新案法第31条第5項ただし書及び第54条第7項ただし書の規定により、現金により出願手数料と登録料を納付した場合であつて、工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令（平成8年通商産業省令第64号。以下「現金手続省令」という。）第5条の規定による納付書（以下「納付書」という。）によるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付書番号】」とし、納付書番号を記載し、歳入徴収官事務規程（昭和27年大蔵省令第141号。以下「事務規程」という。）別紙第4号の12書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはるものとし、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成2年通商産業省令第41号。以下「特例法施行規則」という。）第41条の9第1項に規定する納付情報（以下「納付情報」という。）によるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。この場合において、出願手数料及び登録料は、一の納付書又は納付番号を使用して納付しなければならないが、「【納付金額】」の欄は設けるには及ばない。
- 6 「【整理番号】」の欄には、ローマ字（大文字に限る。）、アラビア数字若しくは「-」又はそれらの組み合わせからなる記号であつて、10字以下のものを記載する。
- 7 「【住所又は居所】」は、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号のように詳しく記載する。ただし、識別番号を記載したときは、「【住所又は居所】」の欄は設けるには及ばない。
- 8 氏名又は名称の読み方が難解であるとき又は読み誤りやすいものであるときは、「【氏名又は名称】」の上に「【フリガナ】」の欄を設けて、なるべく片仮名で振り仮名を付ける。
- 9 「【実用新案登録出願人】」又は「【代理人】」の欄の「【氏名又は名称】」（法人にあつては、「【代表者】」若しくは「【法人の法的性質】」）の次に、「【電話番号】」又は「【ファクシミリ番号】」の欄を設けて、実用新案登録出願人又は代理人の有する電話又はファクシミリの番号をなるべく記載する。
- 10 識別番号の通知を受けていない者については、「【識別番号】」の欄は設けるには及ばない。
- 11 「【氏名又は名称】」は、自然人にあつては、氏名を記載する。法人にあつては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載する。また、その法人の名称が法人を表す文字を含まないものであるときは、「【氏名又は名称】」の欄（「【代表者】」の欄を設けたときはその欄）の次に「【法人の法的性質】」の欄を設けて、「〇〇法の規定による法人」、外国法人にあつては「〇〇国の法律に基づく法人」のように当該法人の法的性質を記載する。
- 12 実用新案登録出願人が外国人であつて住所又は居所をローマ字で表記できる場合は、「【住所又は居所】」の次に「【住所又は居所原語表記】」の欄を設けて、住所又は居所の原語をなるべく記載する。また、実用新案登録出願が外国人であつて氏名又は名称をローマ字で表記で

きる場合は、「【氏名又は名称】」の次に「【氏名又は名称原語表記】」の欄を設けて、氏名又は名称の原語をなるべく記載し、法人にあつては、その次に「【代表者】」の欄を設けるものとする。

- 13 日本に営業所を有する外国法人であつて、日本における代表者が手続を行うときは、「【氏名又は名称】」（名称の原語を記載する場合にあつては、「【氏名又は名称原語表記】」）の次に「【日本における営業所】」の欄を設けて、営業所の所在地を記載し、その次に「【代表者】」の欄を設けるものとする。
- 14 実用新案登録出願人がパリ条約の同盟国又は世界貿易機関の加盟国の国民とみなされる者（法人に限る。）のとき（備考13に該当するときを除く。）は、「【氏名又は名称】」（名称の原語を記載する場合にあつては、「【氏名又は名称原語表記】」）の次に「【営業所】」の欄を設けて、営業所の所在地の国・地域名を記載する。
- 15 「（【国籍・地域】）」は、外国人の場合に限り記載する。ただし、その国籍・地域が「【住所又は居所】」の欄に記載した国・地域（特例法施行規則第2条第3項の規定によりその記載を省略した場合にあつては、省略した国・地域）と同一であるときは、「（【国籍・地域】）」の欄は設けるには及ばない。
- 16 実用新案登録出願人が実用新案登録を受ける権利の信託の受託者であるときは、「【実用新案登録出願人】」の欄の次に「【信託関係事項】」の欄を設けて、第23条第2項において準用する特許法施行規則第26条第1項各号の事項を記載する。
- 17 代理人が弁理士のときは、「【住所又は居所】」の次に「【弁理士】」と記載し、弁理士のときは、「【弁護士】」と記載する。また、代理人が弁護士・外国法事務弁護士共同法人のときは、「【代表者】」の次に「【代理関係の特記事項】」の欄を設けて、「業務を執行する社員は〇〇〇〇」のように業務を執行する社員の氏名を記載する。
- 18 代理人が出願人の全員を代理しないときは、「【代理人】」の欄の「【氏名又は名称】」（代理人が法人にあつては、「【代表者】」）の次に「【代理関係の特記事項】」の欄を設けて、「実用新案登録出願人〇〇の代理人」のように記載する。ただし、代理人が弁護士・外国法事務弁護士共同法人の場合にあつては、「【代理関係の特記事項】」の欄に、「実用新案登録出願人〇〇の代理人」と、「業務を執行する社員は〇〇〇〇」のように業務を執行する社員の氏名を行を改めて記載する。
- 19 代理人によるときであつて本人が法人の場合にあつては、「【代表者】」の欄は不要とし、代理人によらないときは「【代理人】」の欄は設けるには及ばない。
- 20 「【考案者】」、「【実用新案登録出願人】」又は「【代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。この場合において、第23条第2項において準用する特許法施行規則第27条第2項の規定により実用新案登録出願人の権利について持分を記載するときは、「【実用新案登録出願人】」の次に「【持分】」の欄を設けて「〇／〇」のように分数で記載し、実用新案登録出願人に係る代表者選定の届出を出願と同時にするときは、代表者として選定される実用新案登録出願人を第一番目の「【実用新案登録出願人】」の欄に記載し、「【実用新案登録出願人】」（実用新案登録出願人の権利について持分を記載する場合にあつては、「【持分】」）の次に「【代表出願人】」と記載する。また、

持分が投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）第3条第1項に規定する投資事業有限責任組合契約、有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）第3条第1項に規定する有限責任事業組合契約又は民法第667条第1項に規定する組合契約に基づくものであるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、例えば、投資事業有限責任組合契約にあつては「〇〇の持分は、〇〇投資事業有限責任組合の投資事業有限責任組合契約に基づく持分」、有限責任事業組合契約にあつては「〇〇の持分は、〇〇有限責任事業組合の有限責任事業組合契約に基づく持分」、組合契約にあつては「〇〇の持分は、民法第667条第1項に規定する組合契約に基づく持分」のように記載する。

【考案者】

【住所又は居所】

【氏名】

【考案者】

【住所又は居所】

【氏名】

【実用新案登録出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【国籍・地域】）

【実用新案登録出願人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

（【国籍・地域】）

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

- 21 代理人の選任の届出を出願と同時にするときは、「【代理人】」の欄の次に「【選任した代理人】」の欄を設けて、選任した代理人の「【識別番号】」、「【住所又は居所】」及び「【氏名又は名称】」を記載する。また、「【選任した代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【選任した代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【選任した代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

- 22 「【納付年分】」の欄には、「第1年分から第3年分」のように納付年分を記載する。
- 23 「【手数料の表示】」の欄は、特例法施行規則第40条第2項の規定により工業所有権に関する手続等の特例に関する法律（平成2年法律第30号。以下「特例法」という。）第15条第1項の規定による手続に係る申出を行うときは、「【予納台帳番号】」には予納台帳の番号を、「【納付金額】」には出願手数料と登録料の合算額（「円」、「、」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。以下この様式において同じ。）を記載する。実用新案法第31条第5項ただし書及び第54条第7項ただし書の規定により、現金により出願手数料と登録料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「（【予納台帳番号】）」を「【振替番号】」とし、振替番号を記載し、「【納付金額】」には納付すべき出願手数料と登録料の合算額を記載する。実用新案法第31条第5項ただし書及び第54条第7項ただし書の規定により、現金により出願手数料と登録料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「（【予納台帳番号】）」を「【指定立替納付】」とし、「【納付金額】」には納付すべき出願手数料と登録料の合算額を記載する。
- 24 第1条の2第3項の規定により、産業技術力強化法第17条第1項の規定による特定研究開発等成果に係る実用新案登録を受けようとする出願であるときは、「【納付年分】」の欄の次に「【国等の委託研究の成果に係る記載事項】」の欄を設けて「令和○年度、○○省、○○委託事業、産業技術力強化法第17条第1項の適用を受ける実用新案登録出願」又は「令和○年度、○○省、○○請負事業、産業技術力強化法第17条第1項の適用を受ける実用新案登録出願」のように記載する。
- 25 第23条第2項において準用する特許法施行規則第27条第3項の規定により国と国以外の者の共有に係る出願であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するとき及び第21条第2項に規定する共有に係る出願のうち国を含む者の共有に係る出願であつて国以外の各共有者ごとに登録料の金額（減免を受ける者にあつてはその減免後の金額）にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額（以下この様式において単に「合算して得た額」という。）を納付するときは、「【納付年分】」（備考24に該当する場合にあつては、「【国等の委託研究の成果に係る記載事項】」）の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて、「○／○」のように国以外のすべての者の持分の割合を記載する。
- 26 第21条第2項に規定する共有に係る出願のうち減免を受ける者を含む者の共有に係る出願であつて、合算して得た額を納付するときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて「実用新案法第32条の2の規定による登録料の免除（○○○○ 持分の割合○／○）」のように減免を受ける旨、出願人の氏名又は名称及びその者の持分の割合を減免

を受ける者ごとに行を改めて記載し、その記載の次に行を改めて「登録料の納付の割合○／○」のように合算して得た額と実用新案法第31条第1項に規定する登録料の金額の割合を記載する。

27 第23条第2項において準用する特許法施行規則第27条第2項の規定により実用新案法第26条において準用する特許法第73条第2項の定め又は民法（明治29年法律第89号）第256条第1項ただし書の契約を記載するときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて、その旨を記載する（備考26により「【その他】」の欄に減免を受ける旨等を記載したときは、その記載の次に行を改めて記載する。）。

28 第23条第2項において準用する特許法施行規則第27条の4第1項の規定により、発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けようとする旨を願書に記載してその旨を記載した書面の提出を省略するときは、「【整理番号】」の次に「【特記事項】」の欄を設けて、「実用新案法第11条第1項において準用する特許法第30条第2項の規定の適用を受けようとする実用新案登録出願」と記載する。

29 第23条第2項において準用する特許法施行規則第27条の4第3項の規定により、パリ条約による優先権又はパリ条約の例による優先権を主張しようとする旨等を願書に記載してその旨等を記載した書面の提出を省略するときは、「【代理人】」の欄の次に「【パリ条約による優先権等の主張】」の欄を設け、その欄に「【国・地域名】」及び「【出願日】」を設けて、国・地域名及び出願日を記載する。これらの優先権の主張の基礎とされた出願の番号を記載するときは、「【出願日】」の次に「【出願番号】」の欄を設けて、その番号を記載する。第23条第2項において準用する特許法施行規則第27条の4第5項の規定により、第23条第2項において準用する特許法施行規則第27条の3の3第3項に規定する事項を願書に記載して当該事項を記載した書面の提出を省略するときは、「【出願番号】」の次に「【出願の区分】」及び「【アクセスコード】」を設けて、それぞれ、優先権の主張の基礎とした出願の区分（「特許」、「実用新案登録」等の別）及び実用新案法第11条1項において準用する特許法第43条第2項に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供するためのアクセスコードを記載し、その次に「【優先権証明書提供国（機関）】」を設けて同項に規定する書類に記載されている事項を電磁的方法により特許庁長官に提供する国の国名を記載し、又は「世界的所有権機関」と記載する。なお、2以上の優先権を主張しようとするときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【パリ条約による優先権等の主張】

【国・地域名】

【出願日】

【出願番号】

（【出願の区分】）

（【アクセスコード】）

（【優先権証明書提供国（機関）】）

【パリ条約による優先権等の主張】

【国・地域名】

【出願日】

【出願番号】

(【出願の区分】)

(【アクセスコード】)

(【優先権証明書提供国(機関)】)

30 第23条第2項において準用する特許法施行規則第27条の4第3項の規定により、実用新案法第8条第1項の規定による優先権を主張しようとする旨等を願書に記載してその旨等を記載した書面の提出を省略するときは、「【代理人】」(備考29に該当する場合にあつては、「【パリ条約による優先権等の主張】」)の欄の次に「【先の出願に基づく優先権主張】」の欄を設け、その欄に「【出願番号】」(先の出願が国際実用新案登録出願又は国際特許出願にあつては、「【出願番号】」を「【国際出願番号】」とする。)及び「【出願日】」を設けて、先の出願の番号(先の出願が国際実用新案登録出願又は国際特許出願にあつては、国際出願番号)及び年月日を記載する。ただし、先の出願の番号が通知されていないときは、「【出願日】」には「令和何年何月何日提出の実用新案登録願」のように先の出願の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、先の出願の願書に記載した整理番号を記載する。また、2以上の優先権を主張しようとするときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【先の出願に基づく優先権主張】

【出願番号】

【出願日】

【先の出願に基づく優先権主張】

【出願番号】

【出願日】

31 「(【提出日】 令和 年 月 日)」には、なるべく提出する日を記載する。

32 「(【国際特許分類】)」の欄には、国際特許分類に関する1971年3月24日のストラスブール協定第2条(1)の分類のグループ記号のうち、当該出願に係る考案を最も適切に表示するものをなるべく記載する。分類のグループ記号を2以上記載する場合は行を改めて記載する。

33 願書が複数枚にわたるときは、各ページの上の余白部分の右端にページ数を記入する。

34 各用紙においては、原則として抹消、訂正、重ね書き及び行間挿入を行つてはならない。

35 とじ方はなるべく左とじとし、容易に分離し、とじ直すことができるように例えばホッチキス等を用いてとじる。

36 第23条第2項において準用する特許法施行規則第31条第1項の規定により証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、当該証明書の書類名を記載し、その次に「【援用の表示】」の欄を設けて、「変更を要しないため省略する。」と記載する。また、2以上の証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する(備考38において同じ。)

【物件名】

【援用の表示】

【物件名】

【援用の表示】

37 特例法施行規則第6条第1項の規定により包括委任状を援用するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【包括委任状番号】」の欄を設けて、包括委任状の番号を記載する。また、2以上の包括委任状を援用するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【包括委任状番号】

【包括委任状番号】

38 第23条第1項において準用する特許法施行規則第10条の規定により証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に「【物件名】」の欄を設けて、当該証明書の書類名を記載し、その次に「【援用の表示】」の欄を設けて、同条第1項の規定によるときは援用される当該証明書が提出される手続に係る事件の表示（実用新案権に係るものにあつては、実用新案登録番号、書類名及びその提出日）を、同条第2項の規定によるときは援用される当該証明書が提出された手続に係る事件の表示（実用新案権に係るものにあつては、実用新案登録番号、書類名及びその提出日）を記載する。

39 実用新案法第8条第1項（同項第1号に規定する実用新案登録出願が故意に先の出願の日から一年以内にされなかったものでないと認められるときにするものに限る。）の規定による優先権を主張しようとするときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に、「【その他】」の欄を設けて、「実用新案法第8条第1項の規定による優先権の主張（同項第1号に規定する実用新案登録出願が故意に先の出願の日から一年以内にされなかったものでないと認められるときにするものに限る。）を伴う実用新案登録出願」と記載する。また、同法第11条第1項において準用する特許法第43条の2第1項（実用新案法第11条第1項において準用する特許法第43条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定による優先権を主張しようとするときは、「（【手数料の表示】）」の欄の次に、「【その他】」の欄を設けて、「実用新案法第11条第1項において準用する特許法第43条の2第1項（実用新案法第11条第1項において準用する特許法第43条の3第3項において準用する場合を含む。）の規定による優先権の主張を伴う実用新案登録出願」と記載する。

40 第23条第2項において準用する特許法施行規則第27条の5第1項の規定により磁気ディスクを提出するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように記載する。

【物件名】 配列表を記録した磁気ディスク

※【考案者】の【氏名】及び【実用新案登録出願人】の【氏名又は名称】の記載について、旧氏を併記（括弧書きで記載）することが可能です。出願人が法人の場合には、法人の【代表者】の記載においても、旧氏を併記（括弧書きで記載）することが可能です。外国籍を有する者も、同様に扱われます。

(3) 出願等手続の注意事項

① 手数料等の納付について

実用新案登録出願をする場合は、出願時に出願手数料と第1年分から第3年分までの登録料の合算額を支払います。

願書の「【納付年分】」の欄には、登録に係る納付年分を「第1年分から第3年分」のように記載します。

イ. 書面により出願する場合

特許印紙をはるときは、「【書類名】実用新案登録願」の左上の余白にはり、その下に
出願手数料と登録に係る納付年分の登録料の合算額を括弧をして記載します。

予納による納付（特例法施行規則第40条第2項の規定により、特例法第15条第1項の規定による手続に係る申出をいう。）をするときは、「【手数料の表示】」の欄の「【予納台帳番号】」にはその番号を記載し、「【納付金額】」にはその金額（出願手数料と登録に係る納付年分の登録料の合算額）を記載します。

現金により出願手数料と登録料を納付する場合であって、特許庁が交付する現金納付書（経済産業省令で定める「現金手続省令」による納付書をいう。）によるときは、金融機関に納付後、「【書類名】実用新案登録願」の「（【手数料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付書番号】」とし、納付書番号を記載し、納付済証（特許庁提出用）を別紙にはります。また、事前にインターネットを利用して特許庁から電子現金納付用の納付番号を取得し、その納付番号（特例法施行規則第41条の9第1項に規定する納付情報をいう。）によるときは、インターネットバンキング等で金融機関に納付後、「【書類名】実用新案登録願」の「（【手数料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載します。

ロ. オンライン手続により出願する場合

現金による納付をするときは、「（【予納台帳番号】）」を「【納付書番号】」又は「【納付番号】」として、納付書番号又は納付番号を記載します。この場合において「（【納付金額】）」の欄は設けるには及びません。納付済証（特許庁提出用）は手続補足書により提出します。

口座振替（オンライン手続に限定）による納付をするときは、事前手続として、識別番号、氏名又は名称及び住所又は居所、金融機関（口座番号等を含む）を記載した書面を特許庁に提出します。特許庁は届出を受理したときは、届出をした者に振替番号を通知しますので、口座振替による納付の申出をするときは、「（【予納台帳番号】）」を「【振替番号】」とし、振替番号を記載します。「（【納付金額】）」には納付すべき出願手数料と登録料の合算額を記載します。

指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「（【予納台帳番号】）」を「【指定立替納付】」とし、「【納付金額】」には納付すべき出願手数料と登録料の合算額を記載します。

予納による納付をするときは、書面による出願の場合と同様です。

- ② 出願の変更、出願の分割に係る願書の「【特記事項】」の欄への記載事項については、次の記載事項一覧を参照して記載します。

出願の種類	【特記事項】の欄の記載事項
分割出願	実用新案法第11条第1項において準用する特許法第44条第1項の規定による実用新案登録出願
特許から実用への変更出願	実用新案法第10条第1項の規定による実用新案登録出願
意匠から実用への変更出願	実用新案法第10条第2項の規定による実用新案登録出願
新規性喪失の例外の適用を受けようとする場合	
適用区分	【特記事項】の欄の記載事項
特許法第30条第2項 (実用新案法で準用)	実用新案法第11条第1項において準用する特許法第30条第2項の規定の適用を受けようとする実用新案登録出願

- ③ パリ条約による優先権主張の手続について

優先権主張の証明書は、第11条において準用する特許法第43条第2項に規定する提出期間（最先の優先日から1年4月）内であれば、設定の登録の後でも提出できます。

この場合、優先権証明書提出書の「【事件の表示】」の欄を「【実用新案登録番号】」とし、実用新案登録の番号を記載します。

なお、上記の提出期間内に優先権証明書類等の提出がない場合は、その旨の通知をします。その通知の日から2月以内に優先権証明書類等を提出することができます。また、前記の通知を受けた者が、その責めに帰することができない理由により、通知から2月以内に優先権証明書類等を提出することができなかつた場合は、その理由がなくなった日から14日（在外者は2月）以内であつて、かつ、その期間を経過した日から6月以内であれば、優先権証明書類等を提出することができます。

また、DASの利用を目的とする【パリ条約による優先権等の主張】の欄の（アクセスコード等の）補正は、実用新案登録出願の設定登録後は認められません。したがって、優先権証明書提出書をもって提出します。

なお、実用新案権が設定登録された後は、手続補正書によるアクセスコードの補充は出来ません。最先の優先日から1年4月以内で設定登録後の実用新案権にアクセスコードを補充しようとする場合は「実用新案法第11条第1項において準用する特許法第43条第5項の規定による書面」を提出してください。（特許庁HP > 制度・手続 > 手続一般 > 出願 > 優先権主張を伴う出願 > 優先権書類の提出省略について（優先権書類の特許庁間における電子的交換について） > DASを利用する際に日本国特許庁に行う手続について）を参照。

- ④ 明細書、実用新案登録請求の範囲、図面、要約書、手続補正書、各種届出書等の作成方法について

明細書、実用新案登録請求の範囲、図面、要約書、手続補正書、各種届出書等の作成方法

については、第二章第二節から第六節、第十一節、第十二節、第十五節、第十六節で記述した、特許出願の様式に準じて作成します。

この場合、「特許」とあるのを「実用新案登録」と、「発明」とあるのを「考案」と読み替えて作成します。

2. 補正指令とその応答について

方式要件（実2の2(4)）、基礎的要件（実6の2）の審査をし、方式要件又は基礎的要件を満たさない出願は、特許庁長官による補正指令の対象とし、指定期間内に応答の補正がないときは、出願の却下処分とします。

また、指定期間内に応答の補正がされても、方式要件又は基礎的要件の不備が解消されていないときは、その手続補正書は特許庁長官による補正指令の対象とし、指定期間内に応答の補正がないときは、手続の却下処分とします（実2の3）。

この補正指令は、方式要件不備と基礎的要件不備を一の補正指令書で指令します。

なお、特許庁長官による出願却下の処分について不服がある場合、その処分の送達を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、特許庁長官に対して、行政不服審査法による審査請求をすることができます（行政不服審査法第82条）。また、その処分の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、訴えを提起することもできます（行政事件訴訟法第46条）。（実用新案法に基づく手続ではありませんので、手続方法等は行政不服審査法、行政事件訴訟法の規定に従ってください。）

(1) 補正指令に対する手続補正書提出の指定期間等について

① 補正指令に対する手続補正書提出の指定期間

補正指令の内容	指定期間
・方式要件不備に関する補正指令	国内外とも 2月
・基礎的要件不備に関する補正指令	国内 60日
・方式要件不備と基礎的要件不備が一つの補正指令書で指令された場合	（交通不便地居住者 75日） 在外者 3月

② 基礎的要件不備に関する補正指令の応答に係る手続補正書については、指定期間経過後に提出した場合は不適法な手続きとして却下します。

③ 出願の分割のできる期間は、出願の日から1月の明細書、実用新案登録請求の範囲、図面及び要約書の自発補正の期間（実2の2実施規1）の他、基礎的要件不備の補正指令の指定期間です。

④ 方式要件不備と基礎的要件不備の補正指令の応答に係る手続補正書は、一の手続補正書で提出することが原則ですが、補正指令の内容により必要があるときには複数の手続補正書の提出ができます。

⑤ 一の補正単位とすることができる箇所に方式要件不備と基礎的要件不備の補正指令がある場合には、手続補正書の一の「【手続補正○】」の欄以下に補正後の内容を記載します。

- ⑥ 明細書、実用新案登録請求の範囲、図面の補正に際しては、補正した事項が願書に最初に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲、図面に記載された事項の範囲内であるように十分に留意する必要があります。

(2) 指定期間の延長

実用新案法第6条の2第1項において指定した指定期間内に対応できない場合には、請求により指定期間の延長が認められます。なお、請求のための合理的な理由は不要です。

① 指定期間内に行う期間延長請求

手続すべき者が国内居住者又は在外者の何れの場合にも、1通の請求で2か月（在外者は3か月）の期間延長が認められます。

提出できる期間延長請求書は、国内居住者及び在外者ともに1通のみです。

② 指定期間経過後に行う期間延長請求

手続すべき者が国内居住者又は在外者の何れの場合にも、1通の請求で2か月の期間延長が認められます。

提出できる期間延長請求は、国内居住者及び在外者ともに1通のみです。ただし、①の延長が認められたときは、指定期間経過後の延長はできません。

なお、指定期間の延長を請求するときは、「【請求の内容】」の欄には、「指定期間の2か月の延長を求める。」のように記載します。また、指定期間経過後に期間の延長をするときは、「【書類名】」を「期間延長請求書（期間徒過）」とし、「【請求の内容】」の欄には、「指定期間の2か月の延長を求める。」のように記載します。（準用する特施規様式第2の備考21）

- (3) 手続をする者及びその代理人の責めに帰することができない理由によって、指定された期間内に手続をすることができないと認められる場合には、もとの指定期間と異なる期間を指定し、又は必要な期間の延長を認めることができます。

- (5) 基礎的要件不備と方式要件不備の補正指令がある場合の補正例
願書添付の実用新案登録請求の範囲に基礎的要件不備がある場合。

【書類名】	実用新案登録請求の範囲
【請求項 1】装置。
【請求項 2】方法。*1

補正指令事項（上段が基礎的要件不備、下段が方式要件不備の指令）

1. この実用新案登録出願に係る考案は、物品の形状、構造又は組合せに係るものでないから、実用新案法第 6 条の 2 第 1 項第 1 号に該当します。 （【請求項 2】が*1「方法」であることについての指令。）
2. 出願手数料・登録料 2 0, 9 0 0 円が納付されていません。

手続補正書の作成例

基礎的要件不備の指令に対して、「請求項 2」を削除して請求項 1 のみにした補正及び手数料等の補正

【書類名】	手続補正書
:	
【手続補正 1】	
【補正対象書類名】	実用新案登録請求の範囲
【補正対象項目名】	全文
【補正方法】	変更
【補正の内容】	
【書類名】	実用新案登録請求の範囲
【請求項 1】装置。
【手数料補正】	
【補正対象書類名】	実用新案登録願
【納付金額】	2 0 9 0 0
注	特許印紙をはるときは、左上の余白にはり付け、その下にその額を括弧をして記載します。

3. 不適法な手続の却下

(1) 却下理由通知

不適法な手続であって、その補正をすることができないものについて、当該手続を却下するときは、手続をした者に対して処分に係る理由を通知し、相当の期間を指定して弁明を記載した書面（弁明書）を提出する機会が与えられます。（特18の2(2)：実2の5(2)で準用）

(2) 却下される手続

*願書及びその添付書類（願書に添付した書面全体から特定することができるものを除く）

- ①いずれの種類の出願であるか不明な出願をしたとき。
- ②日本語で書かれていない書面をもって出願をしたとき。（特施規2(1)：実施規23(1)で準用）
- ③在外者（在外者と日本国内に住所又は居所を有する者が共同して出願をしたときを含む。）が日本国内に住所又は居所を有する代理人によらないで出願をしたとき。（特8(1)、特施令1：実2の5(2)、実施令3(1)で準用）
- ④原出願の出願人以外の者が、分割出願、変更出願又は補正却下後の新出願をしたとき（代理権が確認できる代理人又はもとの出願の代理人による手続であって、出願書面作成時に誤記したことが明らかな場合を除く。）。
- ⑤分割出願、変更出願又は補正却下後の新出願において、原出願が共同出願の場合で、原出願の出願人全員で行っていないとき（代理権が確認できる代理人又はもとの出願の代理人による手続であって、出願書面作成時に脱漏したことが明らかな場合を除く。）。（特44(1)：実11(1)で準用、実10(1)、(2)）
- ⑥出願をすることができる時又は期間が特許法、実用新案法、意匠法又は商標法により定められている場合において、その時又は期間外に出願したとき。（特44(1)：実11(1)で準用、実10条(1)(2)(6)(7)）
- ⑦明細書及び実用新案登録請求の範囲を添付しないで実用新案登録出願をしたとき。（実5(2)）
- ⑧経済安全保障推進法第70条第1項の規定により通知を受けた指定特許出願人が、同法第77条第2項の規定による保全指定の解除又は保全指定の期間の満了の通知を受ける前に、実用新案法第10条第1項に規定する変更出願を行ったとき。（経済安全保障推進法72(2)）

*願書以外の出願書類

- ①提出の趣旨の不明な書類その他の物件をもって手続をしたとき。
- ②代表者選定の届出がされている場合において、代表者以外の者が手続をしたとき（手続の効果が本人にのみ及ぶ手続を除きます。）。
- ③出願人以外の者が手続をしたとき（代理権が確認できる代理人による手続であって、手続書面作成時に誤記したことが明らかな場合又は他人による実用新案技術評価請求等を除きます。）。
- ④出願却下の謄本の送達後に、意見書、物件提出書を提出したとき。〔実2の3〕
- ⑤特許法第18条の2第1項（実用新案法第2条の5第2項で準用）の規定により却下された出願について手続をしたとき、出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下された後に手続

をしたとき、又は出願について拒絶査定が確定（審決の確定による場合を含む。）し、若しくは設定の登録がされた後に手続をしたとき（設定の登録後にした代理人選任等の届出、包括委任状の援用の制限の届出、情報の提供、受託番号の変更の届出及び実用新案技術評価の請求を除きます。）。

- ⑥実用新案法第2条の3の規定による手続却下又は出願却下の処分の謄本の送達後（同日含む。）に当該手続又は出願に対し手続補正書等を提出したとき（弁明等により却下の処分の謄本の送達前の提出であることを証明した場合を除きます。）。
- ⑦法定期間若しくは指定期間につき延長を請求した場合において、その期間の延長が法律上許されないものであるとき、又はその期間（特許法第5条第3項）の規定により期間の延長を請求することができる場合は、延長を請求することができる期間）満了後に延長を請求したとき。〔実2の5(1)で準用〕
- ⑧発明の新規性の喪失の例外規定の適用を受けるための手続において、特許法第30条第3項に規定する証明書を同項に規定する期間経過後に提出したとき（特許法第30条第4項の規定が適用された場合を除きます。）〔実11(1)で準用〕
- ⑨特許出願等に基づく優先権主張の手続において、特許法第41条第1項柱書き、同項第1号から第5号まで若しくは同条第4項に規定する要件を満たしていないとき。
- ⑩パリ条約による優先権主張の手続において、特許法第43条第1項に規定する要件を満たしていないとき〔実11(1)で準用〕
- ⑪パリ条約による優先権主張の手続において、特許法第43条第2項に規定する優先権証明書類等を同項に規定する期間経過後に提出したとき（特許法43条第7項又は第8項の規定が適用された場合を除きます。）〔実11(1)で準用〕
- ⑫分割出願、変更出願において、原出願で主張していない優先権の主張をしたとき（特許から実用新案への変更出願、実用新案から特許への変更出願に対し、原出願の日から1月以内に優先権主張書を提出した場合を除く。）。
- ⑬既納の登録料の返還において、実用新案法施行規則第21条の2に規定する既納登録料返還請求書を実用新案法第34条第2項に規定する期間経過後に請求したとき（実用新案法第34条第3項が適用された場合を除きます。）
- ⑭実用新案法第6条の2の規定による補正を命じた場合において、その指定した期間の経過後に明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面について補正をしたとき。
- ⑮実用新案登録を無効にすべき旨の審決（実用新案法第41条において準用する特許法第125条ただし書に規定する特許法第123条第1項第7号（実用新案登録の後に権利享有できない者になったとき）に基づく無効に該当する場合を除く。）が確定した後に、実用新案技術評価の請求がなされたとき。〔実12(2)〕
- ⑯実用新案登録に基づく特許出願がされた後に、その基礎とされた実用新案登録に実用新案技術評価の請求がなされたとき。〔実12(3)〕
- ⑰手続が以下に該当するとき。
 - イ 手続補正書に補正の内容の記載がないとき（補正方法が「削除」のときを除きます。）
 - 又は添付すべき書面が添付されていないとき（物件の提出をその内容とする場合に限りま

す。)

- ロ 物件の提出を目的とする手続（優先権証明書提出書等）に物件が添付されていないとき。
- ハ 代表者選定届に何人が代表者となったかの記載がないとき（手続書面全体から特定することができるものを除きます。）
- ニ 出願人名義変更届が、以下に該当するとき（手続書面全体から特定することができるものを除きます。）
 - (a) 出願人名義変更届に承継人の識別番号及び氏名（名称）のいずれも記載がないとき。
 - (b) 実用新案登録を受ける権利の帰属について訴訟が係属中であることを特許庁が知り得た後になされた手続であって、当該手続に係る者（出願人名義変更届の譲渡人、出願取下書の出願人等）が判決又はこれと同一の効力を有する和解調書等により正当な出願人（正当に特許を受ける権利を承継している者）でないことが判明したとき。
- ホ 代理人受任の届出書に受任した代理人の識別番号及び氏名（名称）のいずれも記載がないとき（手続書面全体から特定することができるものを除きます。）
- ヘ 代理人選任（代理人変更、代理権変更、代理権消滅）の届出書に選任した代理人の識別番号及び氏名（名称）のいずれも記載がないとき（手続書面全体から特定することができるものを除きます。）
- ト 包括委任状援用制限届に援用を制限した代理人の記載がないとき。
- チ 手続補足書に補足の内容の記載がないとき又は添付すべき書面が添付されていないとき（物件の提出をその内容とする場合に限ります。）
- リ 受託番号変更届に新受託番号の記載がなく、添付すべき新受託番号を証明する書面が添付されていないとき。

⑱手数料の補正のみをする手続補正書が、次に該当するとき。

- イ 予納を利用する場合
 - (a) 予納台帳番号が記載されていないとき。
 - (b) 手続をする者（代理人があるときはその代理人）が手続補正書に記載した予納台帳番号の予納台帳の予納者（特例法施行規則第41条の規定による代理人届が提出された者を含む。）でないとき。
 - (c) 予納台帳の残高が不足することにより、予納額から手数料の納付に充てることが全くできないとき。
- ロ 特許印紙により納付する場合
特許印紙を全く貼付しないで手続をしたとき。
- ハ 現金（電子現金）により納付する場合
納付の事実が存在しない又は使用済み若しくは返還済みのとき。
- ニ 口座振替により納付する場合
 - (a) 書面による手続補正書において口座振替による納付の申出をしたとき。
 - (b) 手続をする者（代理人があるときはその代理人）が手続補正書に記載した振替番号を付与された者（特例法施行規則第41条の規定による代理人届が提出された者を含む。）

でないとき。

(c) 預金口座又は貯金口座の残高の不足等により、手数料の振替ができないとき。

ホ 指定立替納付者による納付をする場合

(a) 書面による手続補正書において指定立替納付者による納付の申出をしたとき（当該申出を特許庁の窓口において手続に係る書面を提出することにより行う場合を除く。）。

(b) クレジットカードの有効期限が切れている等の事情により、手数料が納付されていないとき。

⑱ 共同で行わなければならない手続において、出願人全員で行っていないとき（代理権が確認できる代理人による手続であって、手続書面作成時に脱漏したことが明らかな場合を除きます。）。「特14：実2の5(2)で準用」

⑳ 回復理由書が次に該当するとき。

イ 救済手続期間外に提出されたとき。「特施規27の4の2(4)：実施規23(2)で準用、特施規38の2(3)：実施規23(3)で準用、特施規38の6の2(4)：実施規23(4)で準用、特施規38の14：実施規27(7)で準用、実施規21の4(1)」

ロ 回復の理由の記載がされていないとき。

ハ 所定の期間内に手続をしなかったことが故意によるものであると認められるとき。「実8(1)①、48の4(4)、(特184の11(4)：実48の15(2)で準用)、特43の2(1)：実11(1)で準用、実33の2(1)」

ニ 回復対象となる手続が提出されないとき。

ホ 回復対象となる手続をすることができる者以外の者が手続をしたとき。

㉑ 上記「*願書及びその添付書類」欄の②、③及び⑥は、願書以外の出願書類に準用します。「特施令1：実施令3(1)で準用」

(3) 弁明書の提出

応答期間内に弁明書の提出がないときは（弁明書の提出があっても却下理由が解消できないものを含む。）、当該手続が却下されます（実2の5(2)において準用する特18の2(1)）。

(4) 却下処分に対する不服申立

却下処分に不服があるときは、その処分の送達を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、特許庁長官に対して、行政不服審査法による審査請求をすることができます（行政不服審査法第82条）。また、その処分の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、訴えを提起することもできます（行政事件訴訟法第46条）。（実用新案法に基づく手続ではありませんので、手続方法等は行政不服審査法、行政事件訴訟法の規定に従ってください。）

4. 実用新案技術評価請求書について

実用新案登録出願又は実用新案登録については、何人も、いつでも（権利消滅後も請求できます。ただし、実用新案法第37条第1項の実用新案登録無効審判により無効にされた場合及び特許法第46条の2第1項の規定による特許出願がされた後を除きます。）、特許庁審査官が作成する、先行技術文献からみた登録される（登録された）権利の有効性に関する評価の請求をすることができます（実12）。なお、出願時の代理人でない新たな代理人が評価の請求を行う場合は、代理権の証明が必要になります。また、実用新案権の設定登録後に代理人が評価の請求を行う場合には、出願時の代理人であっても、設定登録後の本実用新案権に対する代理権の証明が必要になります。

実施規様式第6（第8条関係）

【書類名】	実用新案技術評価請求書
（【提出日】	令和 年 月 日）
【あて先】	特許庁長官 殿
【出願の表示】	
【出願番号】	
【評価の請求に係る請求項の数】	2
【評価の請求に係る請求項の表示】	請求項1、請求項2
【請求人】	
【識別番号】	
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	
【代表者】	←
（【国籍・地域】）	
【代理人】	
【識別番号】	
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	
（【手数料の表示】）	
（【予納台帳番号】）	
（【納付金額】）	
【請求人の意見】	
【提出物件の目録】	

代理人により手続するとき、法人の【代表者】の欄は不要です。

〔備考〕

- 1 特許印紙をはるときは、左上の余白にはるものとし、その下にその額を括弧をして記載する。実用新案法第54条第7項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であつて、納付書によるときは、「（【手数料の表示】）」の欄の「（【予納台帳番号】）」を「【納付書番号】」とし、納付書番号を記載し、事務規程別紙第4号の12書式の納付済証（特許庁提出

用)を別の用紙にはるものとし、納付情報によるときは、「(【手数料の表示】)」の欄の「(【予納台帳番号】)」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。この場合において、「【納付金額】」の欄は設けるには及ばない。ただし、実用新案法第54条第8項の規定により手数料を免除されたときは、手数料を納付するには及ばない。

- 2 請求人が実用新案登録出願人又は実用新案権者以外の者であるときは、「【書類名】」を「実用新案技術評価請求書(他人)」と記載する。
- 3 「【出願の表示】」の欄は次の要領で記載する。
 - イ 「【出願番号】」には、「実願○○○○-○○○○○○」のように実用新案登録出願の番号を記載する。ただし、出願の番号が通知されていないときは、「【出願番号】」を「【出願日】」とし「令和何年何月何日提出の実用新案登録願」のように実用新案登録出願の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、当該出願の願書に記載した整理番号を記載する。
 - ロ 国際実用新案登録出願において、出願の番号が通知されていないときは、「【出願番号】」の欄を「【国際出願番号】」とし、「PCT/○○○○○○/○○○○○○」のように国際出願番号を記載し、「【国際出願番号】」の欄の次に「【出願の区分】」の欄を設けて「実用新案登録」と記載する。
 - ハ 登録後に請求するときは、「【出願の表示】」を「【実用新案登録番号】」とし、実用新案登録の番号を記載する。
- 4 「【評価の請求に係る請求項の表示】」の欄には、「請求項1」、「請求項2」のように、評価の請求に係る請求項に付した番号を記載する。
- 5 「【氏名又は名称】」は、自然人にあつては、氏名を記載する。法人又は法人でない社団等にあつては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けて、その代表者の氏名を記載する。また、その法人の名称が法人等を表す文字を含まないものであるときは、「【氏名又は名称】」の欄(「【代表者】」の欄を設けたときはその欄)の次に「【法人の法的性質】」の欄を設けて「○○法の規定による法人」、外国法人にあつては「○○国の法律に基づく法人」又は法人でない社団等にあつては「代表者(管理人)の定めのある社団(財団)」のように当該法人等の法的性質を記載する。
- 6 「【請求人】」又は「【代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【国籍・地域】)

【請求人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

(【国籍・地域】)

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

- 7 「【手数料の表示】」の欄には、特例法施行規則第40条第2項の規定により特例法第15条第1項の規定による手続に係る申出を行うときは、「【予納台帳番号】」には予納台帳の番号を、「【納付金額】」には手数料の額(「円」、「,」等を付さず、アラビア数字のみで表示すること。以下この様式において同じ。)を記載する。実用新案法第54条第7項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「(【予納台帳番号】)」を「【振替番号】」とし、振替番号を記載し、「【納付金額】」には納付すべき手数料の額を記載する。実用新案法第54条第7項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「(【予納台帳番号】)」を「【指定立替納付】」とし、「【納付金額】」には納付すべき手数料の額を記載する。
- 8 第23条第2項において準用する特許法施行規則第27条第4項に規定する共有に係る出願であつて、国以外の各共有者ごとに実用新案技術評価の請求の手数料の金額(減免を受ける者にあつては、その減免後の金額)にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額(以下この様式において単に「合算して得た額」という。)を納付するときは、国を含む者の共有に係る出願にあつては「【代理人】」の欄の次に「【持分の割合】」の欄を設けて、「○/○」のように国以外のすべての者の持分の割合を記載し、減免を受ける者を含む者の共有に係る出願にあつては「(【手数料の表示】)」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて「実用新案法第54条第8項の規定による実用新案技術評価請求料の1/2軽減(○○○○ 持分の割合○/○)」のように減免を受ける旨、出願人の氏名又は名称及びその者の持分の割合を減免を受ける者ごとに行を改めて記載し、その記載の次に行を改めて「手数料の納付の割合○/○」のように合算して得た額と実用新案法第54条第2項に規定する実用新案技術評価の請求の手数料の金額の割合を記載する。
- 9 実用新案法第54条第8項の規定の適用を受けようとするときは、「(【手数料の表示】)」の欄の次に「【その他】」の欄を設けて「実用新案法第54条第8項の規定による実用新案技術評価請求料の1/2軽減(免除)」のように請求人ごとに行を改めて記載する。ただし、備考8により減免を受ける旨等を記載した場合には、記載するには及ばない。
- 10 「【請求人の意見】」の欄には、請求項に係る考案と先行技術との対比により、請求項に係る考案が新規性又は進歩性を有している又は有していない旨の意見を具体的に記載する。

11 その他は、様式第1の備考1から4まで、7、8、10、13、15、17、19、31、33から35まで、37及び38と同様とする。

5. 刊行物等提出書について（情報の提供）

(1) 刊行物等の提出（実施規22、実施規22の2）

何人も（匿名でも可能です。）実用新案登録出願に係る考案又は実用新案登録について、刊行物、実用新案登録出願又は特許出願の願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲若しくは特許請求の範囲若しくは図面の写しその他の書類を「刊行物等提出書」により提出することができます。

(2) 提出の時期

実用新案登録出願の後、いつでもすることができます（権利消滅後も可能です。）。

(3) 提供された情報の利用

- ① 提供された情報は、実用新案技術評価の請求がされた場合に評価書の作成に利用することがあります（実施規22（1））。
- ② 実用新案登録後における無効理由について、情報の提供をすることができます（実施規22の2（1）各号）。

(4) 提出の理由

- ① 実用新案技術評価書の作成に際し、利用を求める理由を記載することが考えられます。
- ② 実用新案登録後における無効理由について、情報の提供をするときは、「提出の理由」には実用新案法施行規則第22条の2第1項各号のいずれかに該当するものであるとする理由を記載します。

(5) その他の運用

その他情報提供の運用については、特許出願に関する情報提供の取扱いの例によります（第二章第十八節Ⅱ参照）。

実施規様式第15（第22条、第22条の2 関係）

【書類名】	刊行物等提出書
（【提出日】	令和 年 月 日）
【あて先】	特許庁長官 殿
【事件の表示】	
【出願番号】	
【提出者】	
【識別番号】	
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	
【代理人】	
【識別番号】	
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	
【提出する刊行物等】	
【提出の理由】	

〔備考〕

- 1 「【事件の表示】」の欄の「【出願番号】」には、「実願○○○○－○○○○○○」のように実用新案登録出願の番号を記載する。ただし、出願の番号が通知されていないときは、「【出願番号】」を「【出願日】」とし、「令和何年何月何日提出の実用新案登録願」のように実用新案登録出願の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、当該出願の願書に記載した整理番号を記載する。また、登録後に提出するときは「【事件の表示】」の欄を「【実用新案登録番号】」とし、実用新案登録の番号を記載する。
- 2 「【提出者】」又は「【代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、それぞれ次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【提出者】

 【識別番号】

 【住所又は居所】

 【氏名又は名称】

【提出者】

 【識別番号】

 【住所又は居所】

 【氏名又は名称】

【代理人】

 【識別番号】

 【住所又は居所】

 【氏名又は名称】

【代理人】

【識別番号】

【住所又は居所】

【氏名又は名称】

- 3 「【識別番号】」には、識別番号をなるべく記載するものとし、記載しないときは「【識別番号】」の欄に「省略」と記載する。ただし、識別番号の通知を受けていない者については、「【識別番号】」の欄は設けるには及ばない。
- 4 第22条第3項又は第22条の2第3項において準用する特許法施行規則第13条の2第3項の規定により提出者の住所若しくは居所又は氏名若しくは名称を省略するときは、「【住所又は居所】」又は「【氏名又は名称】」の欄に「省略」と記載する。
- 5 「【提出の理由】」の欄には、第22条の2第1項の規定による情報の提供であるときは、当該刊行物等によりその実用新案登録が第22条の2第1項各号のいずれかに該当するものであるとする理由を記載する。
- 6 図又は化学式等を「【提出の理由】」中に記載する場合は、横170mm、縦255mmを超えて記載してはならない。
- 7 第23条第1項において準用する特許法施行規則第10条の規定により証明書の提出を省略するときは、「【提出の理由】」の欄の次に「【提出物件の目録】」の欄を設け、その次に「【物件名】」の欄を設けて、当該証明書の書類名を記載し、更にその次に「【援用の表示】」の欄を設けて、同条第1項の規定によるときは援用される当該証明書が提出される手続に係る事件の表示（実用新案権に係るものにあつては、実用新案登録番号、書類名及びその提出日）を、同条第2項の規定によるときは援用される当該証明書が提出された手続に係る事件の表示（実用新案権に係るものにあつては、実用新案登録番号、書類名及びその提出日）を記載する。また、2以上の証明書の提出を省略するときは、「【提出物件の目録】」の欄に次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【物件名】

【援用の表示】

【物件名】

【援用の表示】

- 8 その他は、様式第1の備考1から4まで、7、8、13、17、19、31及び33から35まで並びに様式第14の2の備考3と同様とする。

6. 手数料等の減免申請について

(1) 減免・猶予の内容

対象となる手数料と対象者

- ① 実用新案登録料（第1年分から第3年分）の減免又は猶予（実32の2）

第1年分から第3年分の登録料を納付すべき者が、その実用新案登録出願に係る考案の考案者又はその相続人であること。

- ② 実用新案技術評価の請求手数料の減免（実54(8)）

自己の実用新案登録出願に係る考案又は登録実用新案について実用新案技術評価の請求をする者が、その実用新案登録出願に係る考案若しくは登録実用新案の考案者又はその相続人であること。

対象となる手数料等	対象者	減免措置
実用新案技術評価の請求の手数料	生活保護を受けている者	免除
	市町村民税非課税者	免除
	所得税非課税者	1 / 2 軽減
第1年分から第3年分の登録料	生活保護を受けている者	免除
	市町村民税非課税者	免除
	所得税非課税者	3年間猶予

*1

*1 あくまで納付期限の猶予であって、出願人自身で期間を管理し納付することが必要です。

(2) 減免申請の手続き

- ① 様式の「実用新案登録料減免申請書」（実施令2）、「実用新案技術評価の請求手数料減免申請書」（手数料令2の2）に次の要件に応じた書面を添付します。

なお、添付書類については、申請日に取得し得る最新の証明書類が必要となります。

- ② 必要な書面

下記の対象者の要件に応じた証明書を添付します。

対象者の要件	添付書類
生活保護を受けていること	生活保護証明書
市町村民税が課されていないこと	市町村民税非課税証明書
所得税が課されていないこと	所得税非課税証明書

- ③ 納付すべき手数料等に係る手続をした後であっても、前記対象者の要件を満たす場合には、減免の申請が認められます（猶予申請は除きます。）。ただし、納付すべき手数料等に係る書面の提出日から1年を経過した後は申請することはできません。

また、設定登録等により出願として係属していない場合も申請することはできません。

- ④ 共願の場合であって、減免を受けることができる者が複数の場合の注意事項

実用新案登録料減免申請書及び実用新案技術評価請求料減免申請書は、減免を受ける者毎に作成し、同時に提出してください。

なお、共有者の持分を証明する書面の提出が必要となります。減免申請を行う実用新案登録願又は実用新案技術評価請求書の提出と同時に「持分を証明する書面」を「手続補足書」に添付して提出してください。

実用新案登録願の記載については、実施規様式第1【備考26】（421頁）、実用新案技術評価請求書の記載については、実施規様式第6【備考8及び9】（438頁）を参照してください。

様式見本

【書類名】	実用新案登録料減免申請書
(【提出日】	令和〇〇年〇〇月〇〇日)
【あて先】	特許庁長官 殿
【出願の表示】	
【出願番号】	実願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇
【申請人】	
【識別番号】	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関〇丁目〇番〇号
【氏名又は名称】	〇〇 〇〇
【電話番号】	
【申請の趣旨】	実用新案法第32条の2の規定に掲げる者
【申請の理由】	第1年分から第3年分の実用新案登録料の免除
【提出物件の目録】	
【物件名】	市町村民税非課税証明書 1
(【物件名】	生活保護証明書 1)
(【物件名】	所得税非課税証明書 1)

注1 登録料の納付の猶予を申請するときは、「【書類名】」を「実用新案登録料猶予申請書」と記載し、「【申請の理由】」の欄に「第1年分から第3年分の実用新案登録料の猶予」と記載します。

注2 出願の番号が通知されていないときは、「【出願番号】」を「【出願日】」とし、「令和何年何月何日提出の実用新案登録願」のように実用新案登録出願の年月日を記載し、「【出願日】」の次に「【整理番号】」の欄を設けて、当該出願の願書に記載した整理番号を記載します。

ただし、願書に記載していない場合は、「【整理番号】」の欄は不要です。

注3 自己の実用新案登録出願に係る考案又は登録実用新案について実用新案技術評価請求料の免除又は軽減の申請をするときは、【書類名】の欄に「実用新案技術評価請求料減免申請書」、【申請の趣旨】の欄に「実用新案法第54条第8項の規定に掲げる者」、【申請の理由】の欄に「実用新案技術評価請求料の免除」又は「実用新案技術評価請求料の軽減」と記載します。また、登録後に申請をするときは、「【出願の表示】」を「【実用新案登録番号】」とし、実

用新案登録の番号を記載します。

注4 【提出物件の目録】の欄は、その下に【物件名】の欄を設けて、該当する証明書の書類名を記載し、当該証明書を添付します。

様式見本：持分の割合を証明する書面（例）

持分証明書（例）		令和〇〇年〇〇月〇〇日
出願番号	実願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇	
考案の名称	〇〇〇〇〇〇〇〇〇	
上記考案の実用新案登録を受ける権利の持分については、令和〇〇年〇〇月〇〇日に、 甲は〇／〇、乙は〇／〇と定めたことに相違ありません。		
	(甲)	東京都千代田区霞が関〇丁目〇番〇号 〇〇 〇〇
	(乙)	東京都千代田区霞が関△丁目△番△号 △△ △△

注1 持分証明書は手続補足書（又は手続補正書）に添付し、補足（補正）対象書類は、減免申請を行う「実用新案登録願」又は「実用新案技術評価請求書」としてください。